



うちなー健康経営宣言

第 1322 号

令和 5 年 1 月 10 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

従業員全員が心身ともに健康で安心して働ける職場環境の構築を目指し、積極的に健康経営に取り組んでまいります。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年 1 回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 食生活の改善に取り組む。
5. 時間外勤務の縮減や有給休暇取得を促進する。
6. ヘルスキーパー制度の活用で疲労軽減や不調防止を促進する。

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。